

高齢者福祉介護課長
青少年・子ども家庭課長
障害福祉課長 } 殿

保健医療部国民健康保険課長
(公印省略)

特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等について (依頼)

特別養護老人ホーム等における療養の給付の算定については、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成 18 年 3 月 31 日保医発第 0331002 号)により行われているところであります。

当課においては、同通知別添の 7 (「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について(平成 30 年 3 月 30 日保医発第 0330 第 3 号)においては別添の 9) に基づき、診療報酬と介護報酬等との整合を明確にするため、特別養護老人ホーム等の配置医師にかかる情報を把握し、必要に応じ市町村等に対して周知徹底を図る事としております。

つきましては、令和 2 年 4 月 1 日現在の状況について、下記により提出して下さるようお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和 2 年 5 月 18 日 (月)
- 2 提出資料 「別紙様式」 ※貴課代表端末へワードデータを送信致します。
- 3 対象施設 (担当課)
 - (1) 特別養護老人ホーム (高齢者福祉介護課)
 - (2) 指定短期入所生活介護事業所 (")
 - (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業所 (")
 - (4) 指定障害者支援施設 (障害福祉課)
 - (5) 療養介護事業所 (")
 - (6) 児童心理治療施設 (青少年・子ども家庭課)

※該当しない施設においては報告を省略
- 4 記載にあたっての留意事項
 - (1) 別紙様式は「施設の種別」ごとに別葉に作成するか、または「施設の種別」ごとの定員数が確認できる様に記載して下さい。
 - (2) 配置医師が複数配置されている場合は、2 人目以降は別葉に作成して下さい。
 - (3) 「医師の状況」の記入については、当該医師の所属する医療機関における診療状況(診療曜日及び時間等)との重複が無いか、確認をお願いします。
- 5 その他 (お願い)

各施設へ依頼をするにあたり、様式提出以降に届出内容に変更(例:配置医師の変更等)が生じた場合は、速やかに各主管課あて届け出る旨を依頼文に明記して頂きますよう、よろしくお願い致します。また、各主管課への届出内容については、国民健康保険課担当あてご連絡いただきますよう、よろしくお願い致します。

国民健康保険課
高齢者医療班: 与那原 (IP:1963)